



2026年4月22日

各 位

会 社 名 株式会社 ユニバンス  
代表者名 代表取締役社長 高尾 紀彦  
(コード番号7254 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 執行役員 藤崎 一  
(TEL. 053 - 576 - 1311)

### 従業員に対する譲渡制限付株式付与制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年4月22日開催の定例取締役会におきまして、一定の地位にある従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対して譲渡制限付株式を付与できる制度（以下「従業員向けRS制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 従業員向けRS制度の導入目的

従業員向けRS制度は、対象従業員に対して譲渡制限付株式を付与することにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与し、対象従業員と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として導入するものです。

#### 2. 従業員向けRS制度の概要

従業員向けRS制度は、当社の普通株式を支給できる制度であり、付与される当社の普通株式には一定の譲渡制限を付するものとします。従業員向けRS制度による譲渡制限付株式の付与は、対象従業員に金銭債権を支給し、当該金銭債権を現物出資させることにより、当社の普通株式を発行又は処分する方法により行います。

対象従業員は、当社の現任の管理職である従業員とし、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の払込期日から当社の従業員を退職する日までとする予定です。

なお、従業員向けRS制度に基づき譲渡制限付株式を付与するか否か、付与する場合の時期その他の詳細については、各事業年度終了後に、個別に取締役会において決定します。

以 上